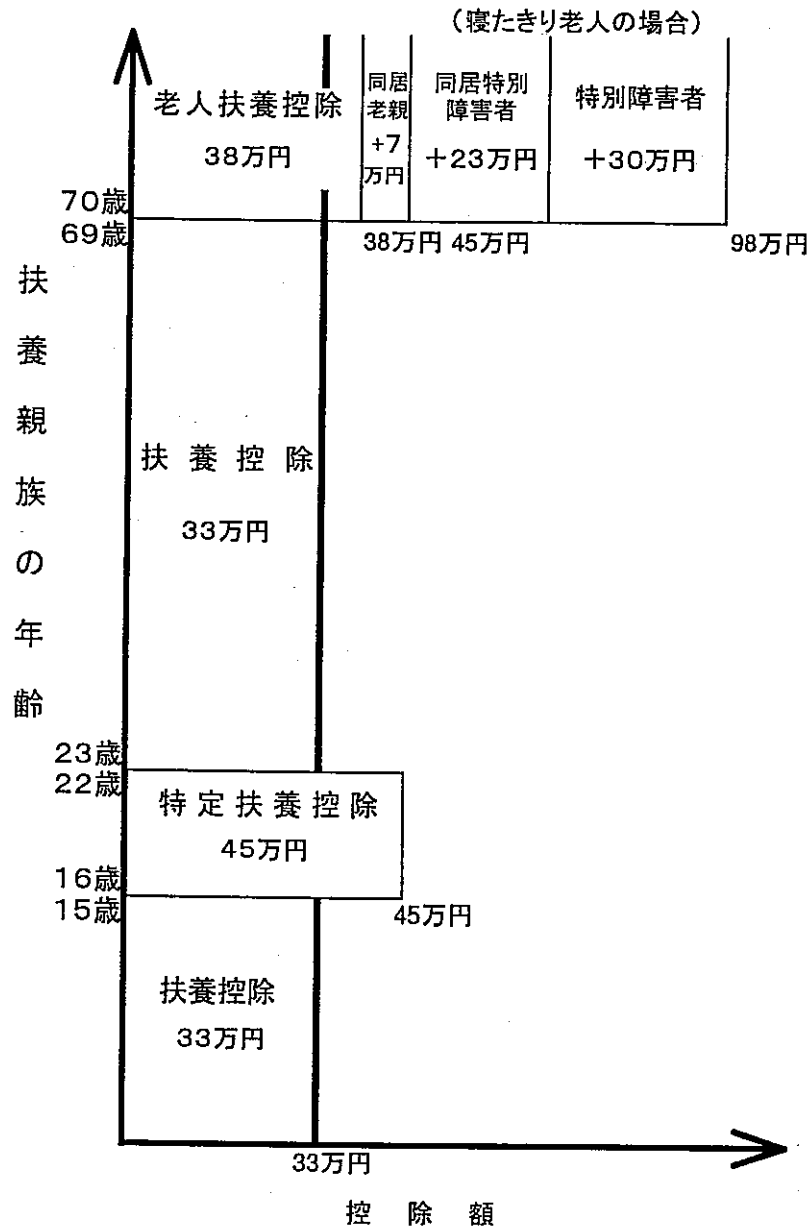
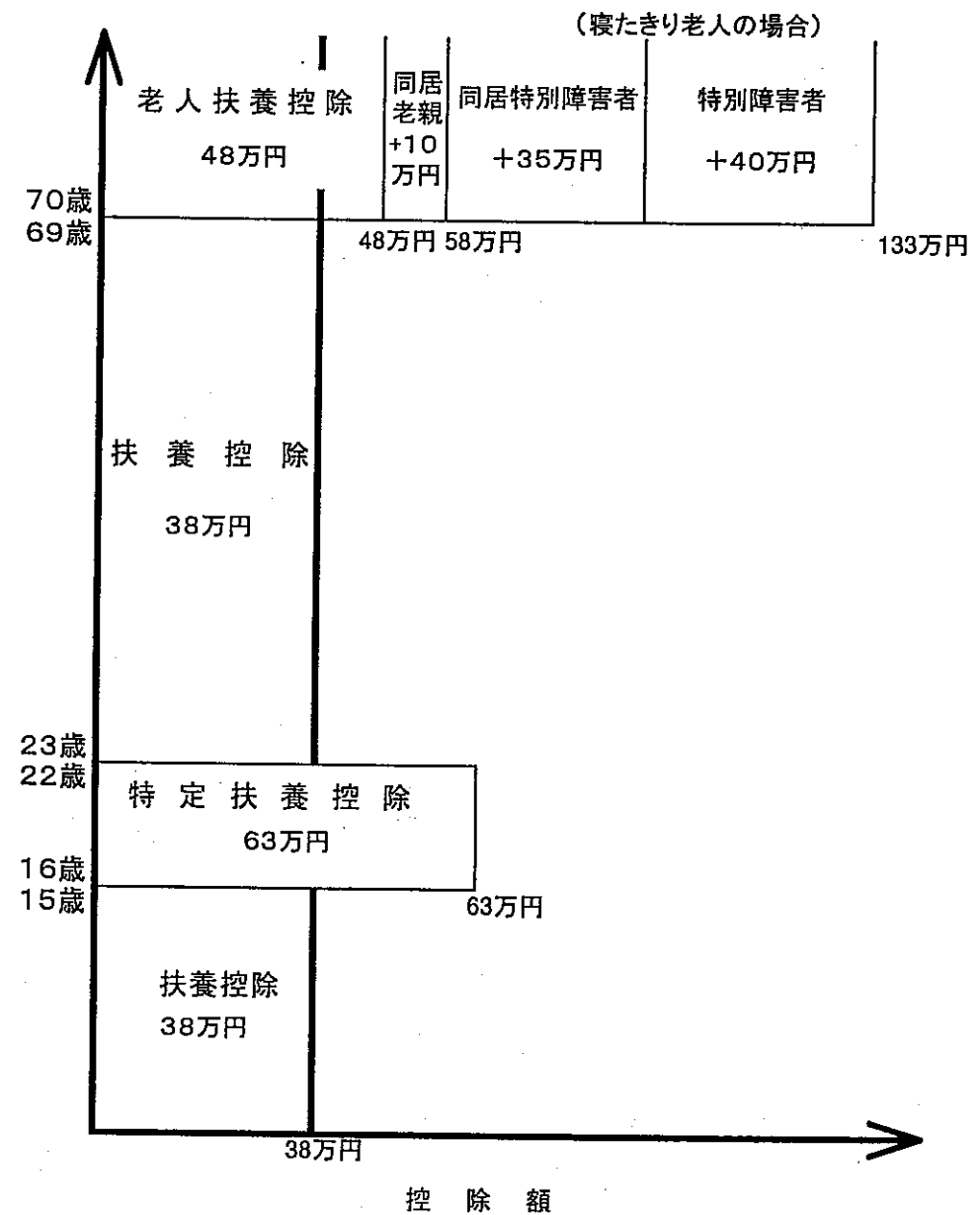


扶養控除の概要

【個人住民税】



【所得税】



給与収入500万円の場合の世帯類型別の課税所得(個人住民税)

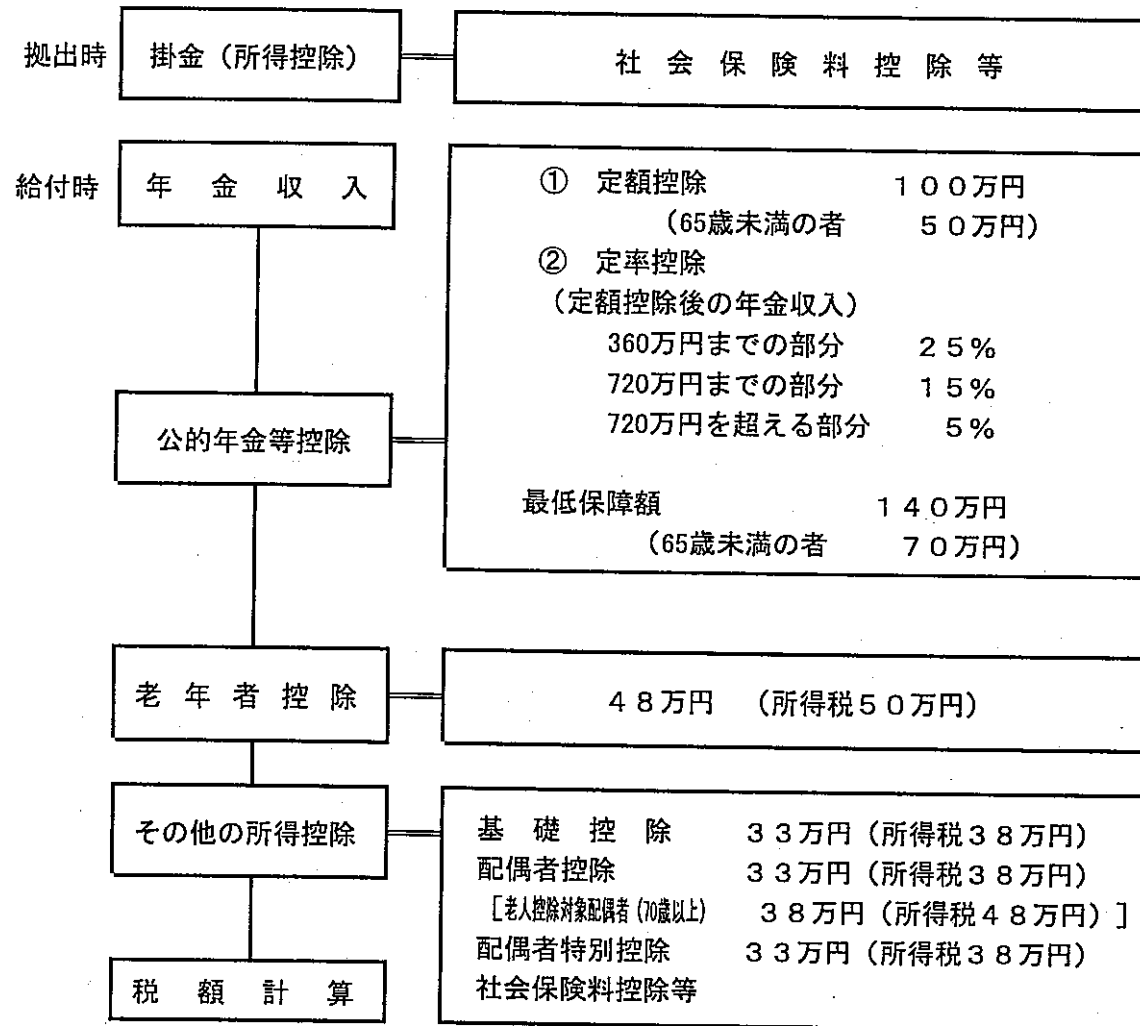
	給与所得控除	社会保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養控除	課税所得
夫婦子3人 (子が中学生と小 学生と幼稚園児)	154万円	50万円	33万円	33万円	33万円	33万円	98万円
夫婦子2人 (子が小学生と 幼稚園児)	154万円	50万円	33万円	33万円	33万円	33万円	131万円
夫婦子1人 (子が小学生)	154万円	50万円	33万円	33万円	33万円		164万円
夫婦のみ	154万円	50万円	33万円	33万円	33万円		197万円
夫婦子2人 (子が大学生と 高校生)	154万円	50万円	33万円	33万円	33万円	45万円	107万円
夫婦扶養1人 (高齢の親と 同居)	154万円	50万円	33万円	33万円	33万円	45万円	152万円

その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失額－保険金等による補填額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円）
損害保険料控除（平成3年度）	損害保険料（傷害保険料及び医療費用保険料を含む。）を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期2千円、長期1万円）
寄 附 金 控 除（平成2年度）	次の寄付金を支払った場合に控除 ① 都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金 ② 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄付金 ③ 日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金	$\left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right) - 10\text{万円} = \text{寄附金控除額}$

（注）（ ）内は創設年度

公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）



課税最低限の比較(個人住民税)

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	2,288千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	3,156千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	3,227千円 老年者等非課税限度額 2,666千円
公的年金受給者 (65歳未満)	1,071千円	1,967千円	2,039千円
給与所得者	1,088千円	1,950千円	

(注) 社会保険料控除の近似式の係数改訂後の額である。

各種年金の掛金に係る減収額試算（概数）（個人住民税）

区 分	雇用主掛金分	本人負担分	合 計
公 的 年 金	0.8兆円	0.8兆円	1.6兆円
国民年金	— 兆円	0.2兆円	0.2兆円
厚生年金	0.8兆円	0.5兆円	1.3兆円
共済年金等	— 兆円	0.1兆円	0.1兆円
企 業 年 金	0.4兆円	0.1兆円	0.5兆円
厚生年金基金	0.2兆円	0.1兆円	0.3兆円
適格退職年金	0.2兆円	僅 少	0.2兆円
個 人 年 金 保 険	— 兆円	0.0兆円	0.0兆円
合 計	1.2兆円	0.9兆円	2.1兆円

（参考）

・平成12年度減収額

○生・損保控除 1,063億円

○老人マル優 2,163億円

○財形貯蓄 23億円

・平成12年度改正による減収額
（平年度）

○確定拠出年金制度（案）

に係る税制上の措置 722億円

（注） 1. 平成9年度の統計数値に基づいて推計したものである。

2. 基礎年金部分に係る減収額は、0.4兆円である。

3. 厚生年金基金については代行部分と加算部分があるが、その割合は不明である。

利子・配当等課税制度の概要

区 分			概 要	
			所 得 税	住 民 税
利子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等		源泉分離課税 (15% の源泉徴収) [住民税 5%]	
配 当	株 式 等	1 回の支払配当の金額が25万円（年1 回50万円）以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総 合 課 税 (20% の源泉徴収)	総 合 課 税
		発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1 回の支払配当の金額が25万円（年1 回50万円）未満のもの	総 合 課 税 (20% の源泉徴収)	総 合 課 税
			源泉分離選択課税 (35% の源泉徴収)	総 合 課 税
		1 回の支払配当の金額が5 万円（年1 回10万円）以下のもの	確 定 申 告 不 要 (20% の源泉徴収)	非 課 税
	証券投資信託（公募）の収益の分配		源泉分離課税 (15% の源泉徴収) [住民税 5%]	
譲渡・一時・雑	金 融 類 似 商 品		利子所得と同様に源泉分離課税 (15% の源泉徴収) [住民税 5%]	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等			
	割 引 債 の 償 還 差 益		源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非 課 税

(注) 金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益（保有期間等が5年以下のものに限る。）をいう。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 〔 上場株式 ・ 店頭登録株式 等 〕	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択 ① 申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） （いわゆる創業者利益に対する優遇措置） ② 源泉分離課税⇒13.3.31をもって廃止 譲渡代金×5.25%（転換社債は2.5%、信用取引はその差益） を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税） 所得＝ 譲渡代金×5.25% 税額＝ 所得×20% ＝（譲渡代金×5.25%）×20% ＝ 譲渡代金×1.05%
そ の 他 の 株 式 等	申 告 分 離 課 税（上記①）